

○山陽小野田市議会議員政治倫理条例

平成24年3月30日

条例第24号

改正 平成29年12月7日条例第23号

令和元年9月27日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第27条第2項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表として、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。

(2) 市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会通念を逸脱する金品は授受しないこと。

(3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を企業、団体等から受けないこと。また、自身の後援団体についても同様に措置すること。

(4) 市が行う許可、認可等の処分又は行政指導に関し、正当な理由なく、特

定の個人又は団体（以下「特定のもの」という。）に対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。

(5) 市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関し、正当な理由なく特定のものに対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。

(6) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

（誓約書の提出義務）

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1箇月以内に、誓約書を議長に提出しなければならない。

（調査請求権）

第5条 市民（山陽小野田市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者の100人以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の調査（以下「調査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置）

第6条 議長は、前条に基づく調査の請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、山陽小野田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は委員8人で組織し、議員のうちから議長が任命する。

3 審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

4 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（政治倫理基準違反の審査等）

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 調査請求の適否
- (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否
- (3) 政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員（以下「被審査議員」という。）に対する措置

2 審査会は、前項の審査を行うため、被審査議員又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、被審査議員に弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。

- (1) 議場における議長の注意

- (2) 議場における謝罪文の朗読

6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

（会議の公開）

第8条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第9条 審査会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いずに審査会に諮って決める。

（審査結果の報告）

第10条 審査会は、その審査を終了したときは、速やかに審査結果を議長に

報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、その審査及び審査の結果に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償)

第12条 第7条第2項の調査請求した者又は同条第4項の関係者が、審査会に出席した場合の実費弁償については、山陽小野田市実費弁償条例（平成17年山陽小野田市条例第46号）の規定の例による。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。

附 則（平成29年12月7日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。